

川崎市立幸町小学校保護者と教職員の会 個人情報取扱規則

第1条（目的）

この規則は、川崎市立幸町小学校PTA（以下、「本会」という。）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2条（責務）

本会は、個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法及び本規則に基づき、本会で取り扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。

第3条（個人情報の定義）

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、または個人別に付された番号、記号、その他符号により該当個人を識別できる情報をいう。

第4条（管理者）

本会における個人情報の管理者は、会長とする。

第5条（取扱者）

本会における個人情報の取扱者は、役員及び委員とする。

第6条（守秘義務）

個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第7条（個人情報の取得）

本会は、個人情報を取得する際は、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に明示する。尚、本会は、要配慮個人情報（思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的身分、犯罪歴などに関する個人情報）については、取得しないものとする。また、円滑なPTA活動を行うために以下の情報を取得する。

- （1） 会員の氏名、連絡先（住所・電話番号・メールアドレス等）
- （2） 会員の子供の氏名、クラス
- （3） 広報活動の対象となるイベント等で撮影した写真

第8条（個人情報の利用目的）

取得した個人情報は、以下の目的のために使用する。

- (1) P T Aの活動における連絡
- (2) P T A活動に関するアンケート収集
- (3) P T A活動に関する名簿の作成、役割分担表等の作成及び配付
- (4) P T A会費の集金及び管理等
- (5) P T A広報誌・ホームページの作成などにおける写真掲載等
- (6) 大規模災害等における、会員の人命安全に関わる必要な処置を講じるために必要な情報共有、連絡

第9条（個人情報利用制限）

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を扱わない。

第10条（個人情報の管理）

管理者または取扱者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざんおよび漏えいの防止
- (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報の速やかな廃棄または消去

第11条（保管及び持出等）

本会の保有する個人情報は、漏えいを防止するために適切な状態で保管しなければならない。また、取扱いまたは持ち出す場合は漏えい防止策を適切に行う。

第12条（第三者提供の制限）

個人情報は、次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第13条（個人情報の共同利用）

本会は、川崎市立幸町小学校と利用目的の範囲内で取得した個人情報を共同利用することがある。

第14条（第三者への提供に係る記録の作成等）

個人情報を第三者（第12条第1号から第4号に定める場合及び、県、市、区役所を除く）に

提供したときは、次の事項について記録を作成し保管する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

第15条（第三者からの提供）

第三者（第12条第1号から第4号に定める場合及び、県、市、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第16条（情報の開示等）

本会は、本人からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたとき、法令に沿ってこれに応じる

第17条（情報漏洩時の処理）

個人情報が漏えい（紛失を含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。また、管理者は、報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には関係部門に適切な措置を講じるように指示する。

第18条（研修）

本会は、個人情報の管理者、取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

第19条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

第20条（規則改正）

この個人情報取扱規則は、運営委員会の3分の2以上の賛成によって改正することができる。ただし、改正運営委員会の5日前までに、運営委員に知らせておかなければならない。

第21条（個人情報取扱規則の実施）

この個人情報取扱規則は、平成31年4月20日から施行する。

改訂履歴

平成31年4月20日 新規発行